

この回答は、平成29年4月から7月にかけて、全国7会場において開催（主催：（一財）日本建築設備・昇降機センター）いたしました標記講習会で寄せられた質問について、定期検査業務基準書改訂委員会を開催し、作成したものです。
回答は次の方針により作成しています。

1. 同じ趣旨の複数の質問は整理して、回答しています。
2. 今回の改正に直接関係しない項目、講習会での説明範囲を超える質問については掲載していません。
3. 掲載していない質問等については、今後の改訂時の参考といたします。

（一財）日本建築設備・昇降機センター

質問No.	該当頁	該当箇所	質問	回答
一般事項				
1	27	（第三面）下の「*（注意）注意は省略した。2.3.1に記載。」	（第三面）下の「*（注意）注意は省略した。2.3.1に記載。」は、何を示しているのでしょうか。	建築基準法施行規則「別記第36号の四様式」本文には（注意）が記載されています。ここでは（注意）を省略し、P34の2.3.1（2）に記載しているとの意です。
2	223他	製造者の技術公開のない場合の判断	今回の改正に伴い、製造者は交換基準等の技術資料を公開することになっています。なかには検査者が技術資料を入手することが困難な場合があります。このような場合は、どのように報告書を記載すればよいのでしょうか。	検査者は所有者に対して技術資料の提供を求め、どうしても入手できない場合は検査者が基準を定めることとなります。
既存不適格関係				
3	245	既存不適格の判断基準	既存不適格の判断基準の一覧表に、「時期」又は「状態」を追加した方がわかり易いのではないのでしょうか。	「時期」又は「状態」の一覧表への追加ですが、準拠法令を記載しており、第4章の本文には「時期」「状態」の記載がありますので、記載のとおりとします。
4	198	4.1.10項の図	・建築申請書（A）は、確認申請手続きで（A）の取扱いを行っている実態を踏まえ、削除すべきではないのでしょうか。	基本的には、（A）は使わないこととして記載を修正します。（正誤表で対応します）
5	245	既存不適格2(3)主索の径の状況	主索の径の状況について、P246の「既存不適格の解説」では、平25国告第1047号施行の平成26年4月1日を基準に判定してくださいとあります。P239の平25国告第1047号第一号から第三号の一において、主要な支持部分について、「昇降機技術基準の解説」P1.3-129の令第129条の4第1項の規程する（1）主索では、強度検証法の構造計算の基準を定めた平12建告第1414号第2第一号口で、強度検証法の規定に適合している場合には、鉛直方向に昇降するエレベーターの主索は本規程に適合しているとあります。上記の考えでは、平12建告第1414号第2第一号口で定められた強度検証法に適合している主索に対して既存不適格となりません。あるいは、昇降機技術基準の解説P1.3-41、11行目に主索には法37条関連告示平12建告1446号の規定により、JIS G3525（ワイロー）-1998又はJIS G3546（異形線ロープ）-2000を使用することと規定されています。この主索を使用しているのであれば、既存不適格にならないと解釈してよろしいのでしょうか。また、主索以外の主要な支持部分でも、平12建告第1414号により強度検証法の規程に適合している支持部材は既存不適格とならないのでしょうか。	「昇降機技術基準の解説」のP1.3-130、131（主要な支持部分の強度評価比較表）において、評価の基準値、強度評価における条件に合致しており、地震時の強度の評価が省略可となっているものは、既存不適格を解消できます。平成12年建告第1414号施行前のエレベーターについては別途強度計算が必要です。
6	246	主索の既存不適格の解説	平25国告第1047号施行の平成26年4月1日を基準に判定とありますが、それ以前（例えば1、2年前）に交換して、錆、径の摩耗が見られなくても既存不適格になるのでしょうか。	原則は設置時期（確認済証）で判断してください。詳細はNo.5の回答を参照ください。
7	245	既存不適格の判定基準2(3)主索の径の状況、鎖の摩耗の状況	大臣認定を取得した主索のロープに関しては、既存不適格となるのでしょうか。	大臣認定を取得した主索は、時期で判断して既存不適格となりますが、製造者に確認できれば既存不適格を解消することができます。所有者を通して製造業者に確認してください。
8	359他	既存不適格油圧エレベーター2(8)プランジャー取付の状況 他	「昇降機技術基準の解説」P1.3-130、131（主要な支持部分の強度評価比較表）では、油圧プランジャー、油送配管、高圧ゴムホースが、主索と同様に「常時の方が評価基準が厳しい」との評価です。こちらの項目の耐震に対する既存不適格の適用はどのようになるのでしょうか。	No.5の回答を参照ください。
9	155	別添1様式特記事項欄	「検査結果」について、今回の講習会では、既存不適格のチェックBOXがないため、特記事項欄に「既存不適格」を記入するとのことでしたが、別添1様式は「要是正・要重点・指摘なし」の状況を写真で示すための様式であると考えます。よって、別添1様式への「既存不適格」の記入（追記）は不要ではないのでしょうか。	「既存不適格」の記入は必要です。「特記事項」欄に「既存不適格」と記入してください。

質問No.	該当頁	該当箇所	質問	回答
10	155	別添1様式 主索又は鎖 既存不適格記載 について	特記事項に「既存不適格」と記載する旨、説明がありました が、特記事項上部の検査結果は「要是正」にチェックを入 れ、特記事項に「既存不適格」と記載するとの認識で正しい でしょうか。	主索に不具合がなければ「要是正」ではないので、「要是正」 にはチェックを入れなくてください。
11	248	2(3)主索又は鎖 主索の素線切れ の状況 表1	主索の判定基準の記載方法について、表1〈記入例〉に指摘事項が ない場合「該当する素線切れ判定基準 (ハ)」と示しています。当 方の理解としては、素線切れが全くない「指摘なし」は(ハ)、素線 切れが「指摘なし」((ニ)判定基準)の範囲でも発生していれば、平 均的分布の時(1-ハ)、特定の部分集中であれば(2-ハ)と 記載するものと認識しております。しかし、検査会社によっては、 素線切れの有無に関わらず「指摘なし」であれば全て(ハ)と認識 しているところもあります。いずれの記入方法が正しいものでしょ うか。指摘無しでも素線切れが発生すれば、その状況を含めた判定 として(1-ハ)(2-ハ)と報告すべきと考えますが如何でし ょうか。	(ハ)と記入してください。(ハ)とする場合は、1, 2, 3, 4 全ての場合で指摘なしの意味となります。
12	248	2(3)主索又は鎖 主索の素線切れ の状況 表1	最も摩損した主索の番号が(素線切れなし)の場合、該当す る素線切れ判定基準は(該当なし)と記入するのではないで しょうか。ここに(ハ)を記入するのは素線切れはある が本数が少なく指摘に至らない場合なのではないでしょ うか。	P132の告示「別記(注意)」②のとおり、(ハ)と記入し てください。素線切れなしなので、指摘なしになります。指摘 なしを明示するため記入します。
13	250	2(3)主索の錆及 び錆びた摩耗粉 の状況 表2 記入例	P247の2行目で全ての主索に摩損や疲労がない場合は 「主索の摩損なし」、P248で全ての主索に素線切れがない 場合は「素線切れなし」となっており、P250の錆の場 合のみ空白と記載されていますが、従来のように「錆びた摩 耗粉なし」との文言を記載する必要はないのでしょうか。	錆びた摩耗粉により谷部が赤褐色に見える部分(あり・なし)の 欄を設けているので、記載の必要はありません。
14	251	2(3)鎖の摩耗の 状況	この検査事項の既存不適格の項目は「時期」となっています が、「状態」の誤りではないでしょうか。また、同様に P204の主索又は鎖の「時期」についても「状態」ではない でしょうか。	いずれも「時期」となります。 P204及びP246は主索の既存不適格「時期」、P206及び P251は鎖の既存不適格「時期」に該当します。いずれも地震 に対して構造耐力時安全であることを計算により確認する必要 があるので、「時期」としています。
15	245 ~ 251	2(3)主索又は鎖	「主索の素線切れの状況」、「主索の錆及び錆びた摩耗粉の 状況」、「主索の損傷及び変形の状況」、「鎖の給油及び外 観の状況」、「鎖の摩耗の状況」の解説部分で、なぜ「既存 不適格」の解説がないのでしょうか。	主索についての既存不適格は一か所でのため、「主索の径」 の項目を代表項として既存不適格としました。なお、「鎖」に ついては、「鎖の摩耗の状況」の項目を代表項として既存不適 格の項目としました。
16	245	2(3)主索又は鎖 記入方法の解説	2(3)主索又は鎖(P245)に次の記載があります。 「定期検査報告書等の記入方法の解説 1)「別添1様式」に添付する写真は、摩耗、摩損及び錆びた摩耗粉 の箇所3枚が必要ですが、同一の場合は省くことができます。全 て別の場合は3枚の添付が必要です。」 一方、同項(P246)の 「判定基準の解説」には次のとおり記載があります。 「主索で最も摩損した状態の写真を添付する場合、主索の『径』と 『素線切れ及び錆び』の最も摩損した主索が異なる場合は、検査者 の判断において添付する写真を決めてください。」 下段は前基準書の記載のままであり、今回の改正で上段の記入と なったと理解しますので、上段の解説に従い、摩損、摩耗、錆位置 が異なればそれぞれの写真を添付するようにしたいと考えます。 しかし、上段及び下段の記載は明らかに矛盾していますので、下段 の「検査者判断での添付」を削除するようお願いいたします。	真見のとおり、P246の「判定基準の解説」において、「主索 で最も摩損した状態の写真を添付する場合、主索の『径』と 『素線切れ及び錆び』の最も摩損した主索が異なる場合は、検 査者の判断において添付する写真を決めてください。」を削除 します。 (正誤表で対応します)
17	197	4.1.10 項	定期検査で判断するのが困難な耐震関係の検査事項は、設置 時期(確認済証交付日)での判断とありますが、確認申請を 取り直していないリニューアルは判定できません。特に東京 部では準撤去リニューアルでも確認申請不要としています。 この確認申請交付日だけの判定では、近年非常に増加したリ ニューアルに対し間違った既存不適格指摘となります。特 に、所有者からのクレームが予想されます。リニューアルに 対して新たな判定方法等を検討する必要があるのではないで しょうか。	リニューアル施工者から耐震評価を入手し、それに基づいて記 述します。具体的には、P197の下から5行目の記述に基づ きます。
18	197	4.1.10項 7行 目 耐震評価に ついて	耐震評価を行い基準を満たしているとなった場合の記入例ま たは記入方法を教えてください。また、「別途専門業者等に 耐震評価を依頼」とありますが、製造者が耐震評価を行って もよいのでしょうか。	報告書第二面の備考欄に耐震評価を行った検査項目番号、検査 項目、適否を記載してください。また、製造者が耐震評価をお こなっても構いません。
19	260	2(10)地震時管 制運転装置 上から2行目	既存不適格の解説において、「地震時等管制運転装置の機能 を満たさないもの」と記載されていますが、満たさない機能 とは何を示すのでしょうか。	該当する機能は、通常電源の場合と停電の場合との両方で「最 寄階の着床位置まで走行し、戸を開くこと」及び「かご内に地 震時等管制運転を示す表示」です。
20	238 ~ 290 ~ 312 ~ 他	耐震関係既存不 適格	平25年国告第1047・1048号の耐震関係の既存不適格の指 摘において、一検査項目の中に既存不適格の判定方法が「状 態」「時期」の2つあるものがあります。具体的にはローブ 式での1(18),4(14),6(12)です。この項目は、平25年国告 第1047・1048号より前の耐震告示内容を満足してい ても、平成26年4月以前であれば既存不適格となります。つま り、平25年国告第1047・1048号施行時期だけの判定で既 存不適格が決まります。よって、「時期」判定だけでよいの ではないでしょうか。	「時期」の検査項目と「状態」の検査事項は異なるものです。 例えば、「時期」が解消された場合には「状態」の検査事項が 有効となりますので、「時期」判定だけでよいとは限定できま せん。

質問No.	該当頁	該当箇所	質問	回答
21	238	ロープ式（機械室なし） 「1(18)駆動装置の耐震対策」の判定基準	「1(18) 駆動装置の耐震対策」の「機械室なし」の表には「◎（必ず検査が必要な事項）」となっています。「昇降機技術基準の解説(2016年版)」P13-128の「国土交通省告示第1047号 第一号」の解説「(2) ロープ式（機械室なし）」にはマシンビームについては記載されていませんが、既存不適格と判断しないといけいではないのでしょうか。	令第129条の4において、「エレベーターのかご及びかごを支え、又は吊る構造上主要な部分」が対象となる旨記載されています。ロープ式エレベーター（機械室なし）においてもマシンビームを有する構造の場合は「平25国告第1047号 第一号」の対象になります。
22	383	油圧式 ガイドレール及びレベル ラットの取付け の状況	P47から記載されている既存不適格の判断基準別表の説明において、P48『*4(12)』油圧のガイドレール及びレベルラットの取付状況は誤植の為削除との説明がありましたが、P383に記載されている既存不適格の表記も同様に削除されるのでしょうか。	P48の「*4(12)」、P331の12の既存不適格欄の「時期」、P383の4(12)の関連法令「平25国告1047号」以下の関連文言及び既存不適格の欄の「時期」を削除します。 (正誤表で対応します)
23	262	既存不適格の判断基準	3(1)、*3(1) 解説において、かごの「壁の一部にガラスを使用し、手すりを設けているものは、その手すりがガラス部以外の部分で一箇所以上に堅固に取り付けていないもの」は、従来とは表現が異なり、「要是正」とされています。しかし、P48の既存不適格表では、「既存不適格」のままとなっています。本表において該当項目を削除すべきではないのでしょうか。	扱いは従来と変わりません。平成22年9月28日以前に設置されたものは、要是正（既存不適格）と判断してください。
24	536	小荷物専用昇降機「4(2)出し入れ口の戸及び出し入れ口枠戸相互及び戸と出し入れ口枠とのすき間の状況」	小荷物専用昇降機の「4(2)出し入れ口の戸及び出し入れ口枠戸相互及び戸と出し入れ口枠とのすき間の状況」の判定基準は、平成20国土交通省告示第1446号第7号の規定に適合しないことと定められています。告示第1446号は、平成21年9月28日からの施行であり、それ以前に設置されている小荷物専用昇降機で、告示第1446号第7号の規定に適合しないものは、既存不適格の判定になると考えられますが、基準書では4(2)項は、既存不適格に該当していません。上下戸において、戸当ゴムの厚みが15mmあり、告示第1446号第7号で規定されている4mm以下にならず、また、JEAS-207Aエレベーター乗場戸の構造等に関する基準に記載されている戸と枠の重なり（食い込み）代12mm以上について10mmのものがあり、判定に苦慮しています。（「昇降機技術基準の解説2016年版」P1.3-84、85に告示第1446号の解説図が記載されています。）なお、戸と枠の重なり（食い込み）代については、定期検査では測定不要（すき間6mm以下のみ検査で可）と考えますがいかがでしょうか。	真見のとおり、既存不適格に該当するものとして記載を修正します。 (正誤表で対応します) なお、戸と枠との重なりについては、定期検査では測定不要です。
25	48	上から12行目 2(9)「戸開 走行保護装置の 取り付け及び作 動状況」	P256の解説に平成25年国告第1052号の記入があり、対象昇降機がこの告示で増えたはずですが、P48には当該告示の記載がありません。どのように解釈すればよいのでしょうか。	平成25年国告1052号は、令第129条の10第3項第一号の規定を適用しない旨の告示であるため、既存不適格の判断基準とはなりません。
接触器関係他				
26	223	上から18行目 フェールセーフ 設計	フェールセーフ設計とは、具体的にどのような内容なのでしょうか。	別記の(注意)欄の①の記載内容を参照してください。
27	224	下から9行目 「最終交換日を 知りえない場 合」	「設置日」を記入する場合、昇降機の制御盤の名板の製造年月を「設置日」として問題ないでしょうか。検査済交付年月日が不明で、最終交換日も知りえない場合、名板で「製造年月：2012年9月」と刻印されていれば、最終交換日を「2012年9月2日」と記入すれば良いでしょうか。	設置日は確認済証の交付年月日となります、個別の事情については、行政庁等と相談ください。
28	224	上から8行目 交換基準と検査 結果	④において、製造者が指定する交換基準なしの場合及び接触器の接点状態が確認できない場合に、検査結果をどのように記載したらよいでしょうか。	製造者が指定する交換基準の有無に関わらず、まず、「主接点を目視により確認」することになっています。このとき、接触器の接点状態の確認ができない場合には、「確認不可」を○で囲むことが告示の(注意)欄に記載しています。 また、製造者が指定している交換基準が「なし」の場合は、フェールセーフ設計の時に限ります。 ゆえに、この場合の検査結果は次のようになります。 (1)主接点を目視により確認：「確認不可」 (2)フェールセーフ設計：「該当する」 (3)製造者が指定する交換基準：「なし」
29	222	1(6)制御器 [ロープ式]	(ろ)検査項目「接触器の接点状況」について、(い)検査項目には「接触器、継電器及び運転制御用基板」とありますので、運転制御用基板に接点がないものも検査対象となりますか。	運転制御用基板は、「電動機主回路用接触器の主接点の状況」での検査対象ではありません。「作動の状況」で検査し、判定基準は解説にあるとおり検査作業の過程で異常がなければ指摘なしとしてください。

質問No.	該当頁	該当箇所	質問	回答
30	222	P.223下から14行目の4)及びP.224上から1～3行目	「フェールセーフ設計の場合は、製造者が交換基準を示している場合に限り、検査の対象となります。」の記載がありますが、P.224では「フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。」となっています。これは、「(フェールセーフ設計の場合交換基準がなくとも最終交換日は記入する」と読めます。)フェールセーフ設計に該当で交換基準がない場合は、本来、検査対象外となるため、「フェールセーフ設計(該当する○・該当しない)」を記入し、右欄も含め以下未記入でよいのではないのでしょうか。	フェールセーフ設計に「該当する」「該当しない」に関わらず、最終交換日を記入してください。

ブレーキ関係

31	128 233	1(14)ブレーキ制動時のプランシャの状況	注意及び業務基準書の同項目解説に検査結果表1(14)の「イ構造上対象外」の説明がありません。	P.234の2行目のただし書きの前に「それ以外は、構造上対象外となります。」と追記します。 なお、構造上対象外とは、「安全確保のための改善措置が不要である構造のブレーキ」であることを示します。
32	235	1(14)ブレーキ構成機器の作動の状況	「構成機器の作動の状況」の「判定基準の解説」に、「製造者が引きすり防止の措置～(中略)に対する検査方法、判定基準、交換基準等を設定している場合は、製造者が指定する要是正又は要重点点検となる基準により判定してください。」とありますが、本検査項目には要重点点検の判定はありません。別表の「(に)の判定基準」と異なってもよいのでしょうか。	製造者が要重点点検とする判定基準を設定しており、この判定基準に該当する場合は、「8. 上記以外の検査項目」欄に要重点点検判定として記入してください。
33	235	1(14)ブレーキ構成機器の作動の状況	「定期検査報告等の記入方法の解説」には「～安全確保のための措置に対する検査基準等を設定している場合は、『上記以外の検査項目』欄に『1(14)ブレーキ対策』と記入し、その内容と検査結果を記入してください。」と記載されています。しかし、一部の検査会社が公開している資料には、特記事項欄にストローク管理値、測定値を記入する旨の指示があります。業務基準書には「8. 上記以外の検査項目」欄に記入する旨の指示があるにも関わらず、「特記事項」欄に記入してもよいのでしょうか。また、改善措置不要ブレーキはストローク管理不要としているのに対し、ブレーキのストローク管理値を記入する旨の指示は、ストローク管理が必要としているように受けとめられますが、どちらが正しいのでしょうか。	P.235の「1機械室(14)巻上機(ブレーキ)構成機器の作動の状況」に記載しているように、「8. 上記以外の検査項目」欄に「1(14)ブレーキ対策」と記入し、その内容と検査結果を記入してください。

エスカレーター関係

34	495	エスカレーター1(10)駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ	本項の検査項目に「イ構造上対象外」とあり、別記(注意)⑩に「駆動鎖交換時又は張力調整時に芯ずれ調整が不要の場合は、『イ』を○で囲んでください。」とあります。この調整不要の機種・型式は製造者資料により公開されるのでしょうか。それとも、検査者がエスカレーターの機能により現場で判断するのでしょうか。	製造者資料により確認してください。
35	508	下から3行目5(2)転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵のすき間の判定基準の解説	エスカレーターの安全対策(転落防止柵等)について、「要是正」とするよう判定基準が解説されています。これは従来曖昧であった判定基準を明確化する意図でしょうか。	転落防止柵は、設置されていれば検査の対象となるものです。検査の結果、判定基準に該当するものは要是正とする必要があります。
36	511	エスカレーター5(4)踏段上直部の障害物	エスカレーターの安全対策に不備があった場合には「要是正」と指摘することについて、業務基準書に説明が追記されました。しかし、「5(4)踏段上直部の障害物」には、不備があっても「要是正」とする記載がありません。不備があった場合は、どのような指摘をすればよいのでしょうか。	5(4)踏段上直部の障害物においても、踏段から鉛直距離2100mm以内に障害物がある場合は要是正としてください。

その他

37	130	6(4)緩衝器及び緩衝材	ロープ式エレベーターにおいて、かご側緩衝器に油入式、釣合おもり側緩衝器にばね式が使われている場合、別記第一号6(4)は、どのように記載し判定すればよいのでしょうか。	別記第一号6(4)の「形式」欄の「ばね式」及び「油入式」の両方に○をつけて判定してください。
38	200	1(2)機械室内の状況並びに照明装置及び換気装置等【ロープ式】	機械室を有しないロープ式及び油圧エレベーターの場合、「機械室の床及び機器の汚損の状況」及び「ビット床」で確認する「汚損、防水、冠水及びビット内機器の状況」の記入対象を明確にしてください。	機械室の床及び機器の汚損の状況では、「制御器などの汚損の状況」、ビット床では「汚損、防水、冠水及びビット内機器の状況」について検査結果を記入してください。
39	229	1(12)巻上機綱車又は巻胴「別記(注意)」の内容	⑬の6行目に「別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は『適』を、該当する場合は『否』を○で囲んでください。」とあります。これは、イ～ハそれぞれの判定結果を記載するのか、ハを選んだ場合のみ記載するのか、どちらを意味しているのでしょうか。	「別記(注意)」に記載のとおり、「ハ」を選んだ場合のみ「適・否」を記入してください。

質問 No.	該当 頁	該当箇所	質 問	回 答
40	278	4(6) 調速器ロープ 釣合おもり側調 速機ロープの検 査判定結果の記 載	釣合おもり側の調速機ロープの検査結果の記載例は、P279に示されており、「素線切れが生じた部分の断面積の割合」及び「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」について、それぞれ「70%超、70%以下」、「あり、なし」の該当する方を選択するようになっています。これに対し、「素線切れが生じた部分の断面積の割合70%以下」、「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分なし」というように文章で記載してもよいでしょうか。	文章で記載しても構いません。
41	307	6(7)かご非常止 め装置 解説	巻胴式エレベーター判定について 「6ビット (7)かご非常止め装置 作動の状況」の判定にあたっては、イからエのうち該当するものに○をつけることになっています。しかし、巻胴式エレベーターは、どれも該当しません。巻胴式エレベーターは、釣合おもりがなく、綱車が空転できず、非常止め装置はほとんどが早ぎき式を採用しています。このため、巻胴式エレベーターの場合は、本項の「作動の状況」のイ及びハの文章について「『釣合おもりより』、『釣合おもりを持ち上げ』を削除して読み替える」と解説を追加する必要があるのではないのでしょうか。	「(ハ)検査方法」のイ及びハには、それぞれ「釣合おもりよりかごが重い状態において」「釣合おもりを持ち上げ」とありますが、巻胴式エレベーターの場合は、当該部分を削除して読み替えてください。